ヘ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト　平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

10～12　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十条の五　法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～五の二　（略）

六　配偶者が公的年金給付及び次に掲げる給付（以下「公的年金給付等」という。）（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

イ　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付

ロ　地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

ハ　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ニ　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

ホ　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

ヘ　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付

2・3　（略）

（裁定の請求）

第四十四条　障害厚生年金又は障害手当金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者にあつては、その旨

（削る）

（削る）

四～五の二　（略）

（新設）

10～12　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十条の五　法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～五の二　（略）

六　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2・3　（略）

（裁定の請求）

第四十四条　障害厚生年金又は障害手当金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ　現に第四種被保険者等である者又は最後に被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつた者

ロ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四～五の二　（略）